

| 十九八七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | 基づき、個人向け財務省告示第 年財務省令第六十八号 | | | | | |
|---|--|---|---|--|--|---|---|---|--|--|---|---|
| 初期利子 | 利 | 發行単位 | 振替額 | 最低額 | 発行額 | 用等の法律及 振替法の適 | 法の条項及び 法律の根拠の適 | 発行号 | 名称及び記 | 平成二十六年二月二日 | | |
| た 金 額 と し を 支 払 う 。式 た だ よ り 、算 支 払 し 払 | 期 成 〇 ・ 十 〇 、 次 六 年 八 百 六 年 七 月 セ ン き 十 五 ト 百 五 円 日 元 日 月 に つ 一 月 に る よ る も の と | 平 年 額 平 成 面 成 る の 記 替 整 數 倍 の 規 定 記 錄 は よ る 金 額 に 、 る 最 低 額 も の と | す る の 記 載 法 の 規 定 は よ る 金 額 に 、 る 最 低 額 も の と | 額 の 記 替 法 の 規 定 は よ る 金 額 に 、 る 最 低 額 も の と | 振 替 法 の 規 定 は よ る 金 額 に 、 る 最 低 額 も の と | 一 万 円 面 金 額 の 振 替 機 関 で 六 百 七 十 億 七 千 六 百 | 額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 る 。 そ 。 | 以 下「振 替 法」 とい う。 の 規 | 社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法 | 特 別 会 計 に 關 す る 法 律 （ 平 成 十三 年 法 律 第 七 十 五 号 ） | 個 人 向 け 利 付 国 庫 債 券 （ 固 定 ・ 太 郎 ） | 財 務 大 臣 麻 生 太 郎 。 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| の | 中 | 払 | 払 | 償 | 償 | 後 | 第 |
| 取 | 途 | 込 | 込 | 還 | 還 | の | 二 |
| 扱 | 換 | 場 | 期 | 金 | 期 | 利 | 期 |
| い | 金 | 所 | 日 | 額 | 限 | 子 | 以 |

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

には一円とする。ただし、受
個人向け国債の発行等に關する省令は、
第六十八号（平成十四年財務省令
第十二条）に規定する受入経過利子が発
生しない銘柄については零と
する（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.08}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

୩
୮
୮

(二) 平成二十七年七月十五日以

後の繰合額面金額十経過利子に相当する金額—利子に相当する金額

十七 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十五年法律第七十三号）
第二十一条の四第一項に規定す
る特別障害者扶養信託契約の受
益者を含む。）が、死亡したと
きにはその相続人が、又はその
居住する市町村（特別区を含み、
地方自治法（昭和二十二年法律
第六十七号）第二百五十二条の
十九第一項の指定都市にあつて
は、当該市又は当該市の区とす

(二) 額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成廿六年七月十五日備
田本體の額面金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)